

Kobayashi

Nojiri

小林市・野尻町

合併協議会だより

2009.11
第6号

“秋の風物詩”



スポーツの秋を象徴する「市民スポーツ祭・こばやし大運動会」



「いつまでもお元気で」野尻町の「健康ふくしまつり」



100万本のコスモス鑑賞に訪れる多くの観光客で賑わう小林市の「生駒高原」



7万本の彼岸花が丘全体を赤く染め上げる野尻町の「大塚原公園」

CONTENTS

第7回協議会報告

地方税、組織機構、消防団、防災、生活環境、国民健康保険、障がい者福祉等の10項目について報告、消防団、防災、交通安全、生活環境の4項目の変更について協議・確認
協議会からのお知らせ

新小林市誕生(平成22年3月23日(火))まで

あと **141日** (平成21年11月1日現在)



第7回 協議 報告

9月24日

地方税、組織機構、消防団、防災、生活環境、国民健康保険、障がい者福祉等の10項目について報告、消防団、防災、交通安全、生活環境の4項目の変更について協議・確認

9月24日、小林市中央公民館大ホールで、第7回協議会を開催し、地方税、組織機構、消防団、防災、生活環境、国民健康保険事業、障がい者福祉等の10項目の個別調整結果について報告し、消防団、防災、交通安全、生活環境の4項目の変更について協議・確認しました。

報告事項

第6回小林市・野尻町合併協議会以降の経過について

第6回小林市・野尻町合併協議会以降の経過について、報告しました。

小林市・野尻町合併協議会委員の変更について

野尻町議会選出の坂下春則委員から杉元豊人委員に変更があったことを報告しました。

地方税の取扱いについて

地方税の取扱いについて、都市計画税は、「小林市の制度等に統一する」、「合併後0年を目処に統合するよう調整する」という調整方針に基づいて、調整した結果を報告しました。

事務組織及び機構の取扱いについて

事務組織及び機構の取扱いについて、「合併後0年を目処に統合するよう調整する」という調整方針に基づいて、調整した

消防団の取扱いについて

消防団の取扱いについて、「当面現行どおりとし、合併後1年を目処に新たな制度等を制定する」という調整方針に基づいて、調整した結果を報告しました。

補助金、交付金等の取扱い（消防関係）について

補助金、交付金等の取扱い（消防関係）について、「当面現行どおりとし、合併後3年を目処に新たな制度等を制定する」という調整方針に基づいて、調整した結果を報告しました。

防災関係について

防災関係について、「合併後1年を目処に統合するよう調整する」という調整方針に基づいて、調整した結果を報告しました。

生活環境関係について

生活環境関係について、ごみの処理施設は、「合併後1年を目処に統合するよう調整する」という調整方針に基づいて、調

整した結果を報告しました。
補助金、交付金等の取扱い（厚生関係）について

補助金、交付金等の取扱い（厚生関係）について、上水道・簡易水道以外の水道施設等補助は、「合併後0年を目処に統合するよう調整する」という調整方針に基づいて、調整した結果を報告しました。

国民健康保険事業の取扱いについて

国民健康保険事業の取扱いについて、保険税賦課割合、保険税率は、「合併後0年を目処に統合するよう調整する」という調整方針に基づいて、調整した結果を報告しました。

障がい者福祉関係について

障がい者福祉関係について、障害者福祉計画は、「合併後1年を目処に統合するよう調整する」、障害福祉計画は、「合併後1年を目処に統合するよう調整する」、重度心身障害者医療費助成は、「合併後0年を目処に統合するよう調整する」という調整方針に基づいて、調整した結果を報告しました。

その他の社会福祉関係について

その他の社会福祉関係について、民生委員・児童委員及び主任児童委員は、「合併後0年を目処に統合するよう調整する」という調整方針に基づいて、調整した結果を報告しました。



写真上段左から、溝口委員、穴見委員、大浦委員、下段左から小野委員、福本委員

協議事項

消防団の取扱いの変更について

消防団の取扱いの変更について、「合併後0年を目処に統合するよう調整する」から「小林市の制度等に統一する」という調整方針に変更することについて、協議・確認しました。新市消防団は、10分団26個部と女性部を合わせて、総勢532名となります。

防災関係の変更について

防災関係の変更について、「現行のまま、新市に引き継ぐ」から「合併後0年を目処に統合するよう調整する」という調整方針に変更することについて、協議・確認しました。

その他関係（交通安全）の変更について

その他関係（交通安全）の変更について、「合併後0年を目処に統合するよう調整する」から「小林市の制度等に統一する」という調整方針に変更することについて、協議・確認しました。

生活環境関係について

生活環境関係について、ごみの収集体制は、「現行のまま、新市に引き継ぐ」から「合併後1年を目処に統合するよう調整する」という調整方針に変更することについて、協議・確認しました。

●協定項目の調整方針に基づく個別調整の結果が、次のとおり報告されました。

協定項目	個 別 調 整 の 内 容
地方税	●都市計画税については、小林市の制度等に統一する。 ①都市計画区域は、従来どおりとする。 ②税率は、0.2%とする。
事務組織及び機構	●新市における組織及び機構については、別紙(10～12ページ)のとおりとする。
消防団	●出動要請は、無線の配置及び受信状況に相違があるため、当面現行どおりとし、地域防災無線、消防無線の整備後、出動区分・要請方法の見直しを検討し、合併後1年を目処に新しい制度を制定する。
消防協力会補助金	●消防協力会各部補助金は、当分の間引き続き実施する。 ●合併後3年を目処に、区長等に協力をお願いし、野尻町まで含んだ補助金制度の確立に努める。
防災	●地域防災計画は、合併後、速やかに地域防災計画策定委員会を設置し、1年を目処に作成する。
生活環境	●平成22年度までの可燃物の搬入先については、以下のとおりとする。 ①小林市は、九州北清株式会社とする。 ②野尻町は、えびの市美化センターとする。 ※平成23年度以降は、状況等を踏まえて随時調整する。 ●平成22年度までの不燃物の搬入先については、以下のとおりとする。 ①小林市は、小林市最終処分場とする。 ②野尻町は、霧島美化センター最終処分場とする。 ※平成23年度以降は状況等を踏まえて随時調整する。 ●平成22年度までの資源物の搬入先については、以下のとおりとする。 ①小林市は、小林市ストックヤードとする。 ②野尻町は、霧島美化センターとする。 ※平成23年度以降は状況等を踏まえて随時調整する。
上水道・簡易水道以外の水道施設等補助	●上水道・簡易水道以外の水道施設等補助については、野尻町の例により調整する。 ●補助対象者は水道組合代表者とし、当該組合の施設整備に関し補助金を交付する。 ●補助金は、事業費の3割以内とし、補助限度額は200万円とする。 ●補助金交付に係る様式については、小林市補助金交付要綱の規定により調整する。
国民健康保険事業	■保険税賦課割合、保険税率 ●賦課方式については、所得割・資産割・均等割・平等割の4方式とし、暫定賦課は4月に行い、本賦課は7月とする。 ●納期は年8期とする。 ●4月・6月を徴収の特例とし、7月に本算定を行う。 ●各帳票等の発行は、自庁方式とする。

国民健康
保険事業

■一世帯、一人当たりの保険税

- 保険税率について、合併時（平成21年度）はそれぞれの市町の税率を適用する。なお、平成22年度からは新市の税率を設定し、一世帯、一人当たりの保険税を算出する。

■人間ドックの利用状況

- 人間ドックの種類及び検査項目については、小林市の内容を基本とし、専門機関と調整を図る。
- 人間ドックの基準額は、検査項目等の調整後、算出する。
- 個人負担金については、予防・早期発見及び医療費抑制の趣旨を踏まえて、受診者の減少を招かないよう、また、負担増とならないよう小林市の例を基準とし、専門機関との調整を図る。

人間ドックの種類及び検査項目

一般ドック

検査項目	1 問診
	2 身体計測
	3 血圧測定
	4 血中脂質検査
	5 肝機能検査
	6 血糖検査
	7 尿検査
	8 腎機能検査
	9 貧血検査
	10 心電図検査
	11 便潜血反応検査
	12 胸部X線検査
	13 胃カメラ検査
	14 大腸透視

脳ドック

検査項目	1 問診
	2 身体計測
	3 血圧測定
	4 血中脂質検査
	5 肝機能検査
	6 血糖検査
	7 尿検査
	8 腎機能検査
	9 貧血検査
	10 心電図検査
	11 頭部MRI検査
	12 MRA検査
	13 頸部エコー検査
	14 11、12 及び 13 に関する総合判定

(2) 基準額

一般（人間）ドック30,299円、脳ドック34,068円

(3) 個人負担金

一般（人間）ドック5,709円、脳ドック7,548円

- 広報事業については、平成22年4月以降に行うこととし、事業実施は6月以降とする。

障がい者
福祉

■障害者福祉計画

- 障害者福祉計画は、障害者自立支援法施行に基づく障がい福祉サービスの数値目標の設定が必要であるため合併後速やかに新たな計画を策定する。
- ・計画内容の検討調整、計画策定スケジュールの確認及び障がい福祉サービス数値目標を平成21年度において策定する。

■障害福祉計画

- 障害福祉計画は、計画におけるサービスの数値目標の設定及び地域の実情に合わせた施策づくりが必要のため合併後速やかに新たな計画を策定する。
- ・計画内容の検討調整及び計画策定スケジュールの確認については、平成21年度の障害福祉計画策定において調整する。

	■重度心身障害者医療費助成 ●小林市の単独事業については、個人負担の限度額を月額3,000円とする。 ●給付決定事務（申請～決定）、受給者証発行・更新、電算入力及び助成金支払事務は下記のとおり。 ①受給資格登録申請・変更等は須木庁舎及び野尻庁舎でも受け付ける。 ②受給資格者証の再発行は須木庁舎及び野尻庁舎でも行う。 ③受給資格者証の一斉更新（8月）は本庁で行う。 ④助成申請書は須木庁舎及び野尻庁舎でも受け付け、入力事務も行う。 上記以外の事務はすべて本庁で行う。 ●野尻庁舎では受給者の助成状況が検索できるシステムとする。 (重心医療費助成システムの統合)
その他の 社会福祉	■民生委員・児童委員及び主任児童委員 1. 民生委員推薦会 ●委員の定数については、民生委員法第8条第2項に基づき14人以内とする。 ●委員の構成については、民生委員法第8条第2項第1号～第7号の規定により委嘱する。 ●小林市の民生委員推薦会委員については、任期が平成24年5月31日までであり継続となる。 ●野尻町の民生委員推薦会委員については、合併前日で失職となる。 ●平成21年6月の小林市の民生委員推薦会委嘱において、あらかじめ12人の委員を委嘱し、合併時に野尻町から委員2人を委嘱する。 ●民生委員・児童委員の任期は3年であり、平成19年12月1日に一斉改選が行なわれている。このため平成22年11月30日までは民生委員・児童委員の欠員が生じた場合に推薦会を開催する。 2. 民生委員・児童委員の定数調整 ●民生委員・児童委員（主任児童委員）については、厚生労働大臣の委嘱によるもので、合併後も引き続き委嘱の効力は継続する。このため定数については、現定数の合算となる。（小林市102名、野尻町21名） 3. 関係団体との調整 ●民生委員・児童委員協議会事務局を、小林市、野尻町ともそれぞれ社会福祉協議会に置いている。合併後は、事務局を統合し小林市社会福祉協議会内に置く。

●**協定項目の調整方針の変更及び個別調整結果について、次のとおり協議・確認されました。**

消防団	●組織体制及び階級については、小林市の制度に統一する。 ●幹部団員の任期は、小林市の規則を適用し、4年とする。
防災	●防災行政無線は現行のまま引き継ぐが、合併に伴い、無線局免許承継申請、無線局名義変更、防災行政用無線局移行計画を合併1ヵ月前までに行い、現行施設を基に移行計画書を作成し、合併後、統合するよう調整する。 ●M C A 無線（庁舎間無線）を合併までに導入し、野尻庁舎に設置、有事の際の通信手段とする。
交通安全	●交通指導員の処遇（勤務日等）は、小林市の制度を適用する。
生活環境	①一般廃棄物処理実施計画については、小林市の計画を基本とし合併期日までに策定する。 ②収集箇所については、現行のまま新市に引き継ぐ。 ③収集体制については、平成22年度は現行どおりとし、平成23年度以降の体制については、平成22年度中に調整する。 ④高齢世帯、独居老人及び障がい者等のうち、ごみ搬出の困難な世帯については、小林市方式で戸別収集する。 ⑤収集日については、平成22年度は現行どおりとし、平成23年度以降は平成22年度中に調整する。

※——は一部変更箇所です。

委員から次のような質疑・意見が出されました。

地方税の取扱いについて

小林市委員：都市計画税は、聞くとおるところによると、審議会の答申が21年3月にあったとお聞きした。内容については、4年間かけて都市計画税を廃止する。したがって、合併後に年に0.05%ずつ減じるという話であった。今のところ税率0.2%であるので、4年がかりでなくなるということだろう。そこでお聞きするが、これは、いつからそのようにするのか。その場合、固定資産税はあくまで据え置きなのか、伴って上がるのか。

税務分科会：固定資産税等審議会の答申の内容としては、現在、固定資産税が1.4%、都市計画税が0.2%ということで、方法としては、都市計画区域内では、都市計画税を4年間で0.05%ずつ下げていく。一方、固定資産税は1.4%から0.05%ずつ4年間で上げて1.6%にしていくという方法を区域内は採る。都市計画区域外は、固定資産税を0.05%ずつ4年間で上げて1.6%にしていく。税率は、区域内外ともすべて4年間で1.6%にすると、答申では出されている。実施時期については、財政状況を十分鑑み、市長の裁量に委ねる。時期としては、まだ確定はしていない。答申の中身は以上である。

小林市委員：区域外の方は1.6%に0.2%上がるのか。税金が上がるということになるのか。全棟調査を実施されたが、これによる税の増収は考えられないか。

税務分科会：これについては自主財源としては平成22年度からの課税になる。具体的な試算としては3千万円ぐらいの増収が図られるのではないかと。19年度から21年度にかけて、今も調査をしているので、確定した数字は出ていないが、平成22年度からは3千万円ぐらいの増収との試算はしている。

野尻町委員：都市計画区域の不満が強いから都市計画税は廃止するという方向だと、ところが全域の固定資産税に0.2%賦課するという事は、ちょっと乱暴な話と思う。税収を増やす面から言えば、これは起死回生の一石二鳥かもしれないが、もうちょっと慎重に検討していただきたい。

税務分科会：固定資産等審議会は、合併を

前提とした議論はしていない。平成18年から都市計画税について庁内で議論し、平成19年度から20年度にかけて一般市民15人の方で議論をしていただく固定資産等審議会を開催している。あくまでも合併を前提に試算、答申はなされていないので、その点は十分ご理解いただきたい。合併したからすぐ4年間で税が上がるという考えは、審議会の答申や分科会の中ではないと思う。

野尻町委員：都市計画税をどういう理由でなくすことになったのか。野尻町としては都市計画税がないので、わからない。いきさつがあれば、お聞かせ願いたい。

税務分科会：審議会答申の審議過程では、市当局から市税・財政の状況の説明を受け、都市計画税・固定資産税については、税の用途・賦課の仕組みなどを検証し、9回審議会を開催している。内容としては、「都市計画税は中心部の住民以外は恩恵が感じられない」「公平さに欠ける」「目的税として都市計画税の用途が市民に十分知らされていない」「用途区域のみの賦課をすべきではないか」「土地の評価についても不均衡が生じないように適正な評価をしていくべきではないか」等の意見があった。さらに「街路・公園・区画整理事業で市街地を形成していることから、都市計画事業は完成度が非常に高い」という評価がされたのではなかろうかという経過もあった。

一方、「市全体の事業を見る時に、都市計画区域内外を問わず自主財源が使われていることから、市税の約50%を占めている固定資産税・都市計画税は重要な紫綬財源であるということとは十分理解できた」「0.2%の都市計画税を廃止すれば、約1億6千万円の財源不足が生じることも説明をされた。今般、国からの地方交付税や補助金の削減が進む中、市の財政状況では都市計画税を廃止してしまえば、自主財源の捻出が非常に厳しい。公平性を保つ意味で固定資産税を一本化すべきではないか」という意見が出されたところである。議会でも平成17年から19年まで議会のある度に、都市計画税の見直しもしくは固定資産税の一本化等の議論がなされて、市が審議会を発足した経過がある。

小林市委員：都市計画区域以外の方は1.4%

だから、4年後には1.6%になると、都市計画区域内は元通りだが、区域外は税が上がるのではないか。税が上がる分はどれぐらいなのか。これに市民の抵抗はないだろうか。

税務分科会：税率変更において自分の持っている家屋・土地の評価に0.2%をかけていただければよろしいかと思う。平均していくらかという数字は出ていない。たとえば、細野地区の人であれば、4千円から8千円上がる人がいるのではないかという想定はされている。所有面積の広い人と狭い人、山間部の人と街部の人では評価額も違うので一概には言えないが、8千円上がったとして、それを4期で割れば1期2千円、4千円上がれば1期1千円ずつ上がるという試算である。

事務組織及び機構の取扱いについて

小林市委員：確かに合併を機に部制にしたいという気持ちも良く分かるし、議会もそれは認めている。しかし、組織図を見ると野尻町も旧須木村も、地域振興課、住民生活課、地域整備課の3つの課になる。基本方針では住民サービスが低下しないよう十分配慮した組織機構とする、住民に分かりやすく利用しやすい組織機構とするところある。須木は3年経って少し慣れてきたが、野尻町の方は、この組織機構に急になった場合に戸惑うのではないか。窓口はどこに行って手続きしていいのか。

それと前の須木村と小林市の合併協議会の時に須木区は総合支所とした。小林市の学識経験委員の方は覚えておられると思う。総合支所というのは、現組織をそのまま引き継ぐという説明を受けた。部制は分かるが、いきなり須木区と野尻町を3課とし、1課1グループというのは、極端な組織の変化ではないか。前の合併協議会の約束との整合性と、このような組織にしなければいけない理由を説明してほしい。

組織機構グループ：組織機構については混乱がないように、当然合併前に周知を図る必要があると思う。グループについては例示であり、1課1グループになるとどうかは分からないが、グループは今後若干分かれてくるのではないかと考えている。旧須木村と合併し、新たに野尻町と合併するということで、こういう組織にした。今回の合併に伴って文言等の整理をさせてもらった部分はあるが、旧須木村につい

ては、地域振興や地域整備があるので、この課にそういう機能を持たせてやっていく。当然、野尻町の方もそういう形で取り組んでいく。課にしっかりその機能を持たせることが大事だと思っている。

小林市委員：我々が勉強に行った時は、グループ制は5人から7人が最適だろうと聞いている。グループが1つということは、1つの課が5人から7人ぐらいまでという気もした。「十分な機能を持たせる」と言っても心配になる。その辺はしっかりと議事録に残る答弁を聞いておかないと、不安な人もいるだろうと思って質問している。

組織機構班：前回の須木村との合併協定書では、事務所の位置については、「総合支所を置き須木庁舎と呼称する。現在の小林市の施設規模を考慮すると、管理部門等の本庁への機能集約により手狭になることが考えられるため、現在の須木村役場に機能を一部分散する」ということが書かれている。当時、合併時においては5つないし6つの課が存在したかと思う。現在は3つの課で運営しているが、それぞれの課に6人から8人の職員が配置されて、須木区の業務を担当している。

今回合併すると、管理機能、分野別機能、窓口機能の3つの機能を設け、総合支所にも一定の機能を持たせるということで組織機構グループでは検討してきた。確かに心配されるところは、人員配置、何名になるかというのが一番問題になってくるのではないかと考えている。

合併後において、野尻町は今のところ8名の退職者があり、100名から92名になる。小林市も14名退職されて2分の1の7名採用されるが、合わせて470名程度の職員数で新しい小林市を担っていくことになる。部制を引いた場合、部長ができ、課長に加えて監という役職もできる。いろいろ含めて主幹級以下が370数名になるが、要は動ける職員がその程度でやっていくことになる。

「合併を機に本庁に管理機能を集約したい」ということで検討してきた。もちろん野尻町からも「これだけの人数はほしい」という要望等は挙がっているが、なかなか思うような人員配置ができるかなと思っている。ぜひとも住民サービスの低下を招かないような人員配置はやっていきたいと考えているので、ご理解を賜りたい。

国民健康保健事業の取扱いについて

小林市委員：「人間ドックの種類及び検査項目については、小林市の内容を基本とし、専門機関と調整を図る」とあるが、今、非常に男性の前立腺がんが増えているということは、この前質問したが、特に50歳以上は欧米では死亡原因の第1位らしい。特定検診の中にも入れてもらうように話したが、検査項目の中に血液検査の項目が5項目あるので、この中に前立腺がんの項目を入れるようぜひ検討してほしい。

国保分科会：今後、分科会を開く中で、こういったご意見があったということで、再度調整を図りたいと思う。

小林市委員：賦課方式については、所得割・資産割・均等割・平等割の4方式となっているが、説明資料でいくと3方式で検討できないかということだが、4方式になったいきさつを説明してほしい。それと野尻町の場合は、資産割が非常に高いが、その辺の調整がどうなったのか。それと、人間ドック、なかでも脳ドックは申込みが殺到したが、件数をもう少し増やしていただくようお願いしたい。一昨年も9月には予約がいっぱいであった経緯がある。

国保分科会：県内で3方式を採っているのは、宮崎市、高鍋町である。3方式は資産割を含まない形で、所得割・均等割・平等割の3つで保険税を構成することになる。その結果、なぜ4方式になったかと申し上げると、資産割をはずすと所得割を増やさないといけない。というのが、応益応能の割合というのがあり、応益が所得割・資産割、応能が均等割・平等割に対するもので、これを国の基準としては50対50に保たなければいけない。これが55対45、もしくは45対55、この割合をもし2年続けて崩れた場合、現行の保険税の軽減制度で2割軽減制度がある。これを市町村で軽減することはかまわないが、国からの交付金が減額を受ける。

現行では野尻町の方が所得割は低く、資産割が高い。小林市の方が所得割が高く、資産割は低い。そういったものを加味した上で、試算したところ、当然3方式を採ると、所得割が増えてくるので、所得のある方はさらに負担が増えてくるし、野尻町としては税率が大幅に上がることが危惧されたので、バランスを取るという意味で4方式を採用させていただくことになった。

小林市委員：そうすることによって、税の公平感が保てるんじゃないかということが資料で分かった。それから納期は、野尻町は今まで10期あったが、今度小林市に合わせると8期になるわけだが、以前、須木村も10期だったため、10期の納税方式について何度も要望が出たが、緊急に10期から8期に変更してどんなものかと思っている。早速、合併後は8期になっていくが、説明をお願いしたい。

国保分科会：納期については、当初、小林市は8期、野尻町は10期ということで、野尻町は、賦課は6月本算定の10期、小林市は4月に暫定賦課、仮計算したもので2期、7月に本算定をして残り6期ということで調整をしてきたが、納期を6月からにすると、4月・5月は、まったく税の歳入がなくなる。その部分をどうするかが一番の問題になり、暫定賦課でいった方が年度当初から税収が入ってくるというのが一番の要因である。

野尻町委員：検診は医療費を抑えるために大切な事業だと思うが、脳ドック、人間ドックについては利用者が多いということだが、特定検診の20年度の結果を見ると、野尻町がその前の5%足らずから今は25.3%まで上がっている。小林市は10数%ということで、24年度までに65%の目標があるが、それについての取り組みをどのように考えているのか。

国保分科会：特定検診については、20年度から国の施策として取り組みを始めてきたところである。野尻町が25%を超え、小林市は現状で11%程度しかない。今年度から市としての広報だけではなかなか難しい面もあろうかということで、先般、JAこばやしにご相談に伺い、各部会、イベント等がある際は、PR活動もしくは健康相談等を行い、少しでも趣旨普及を図ってまいりたいということで計画している。

人間ドックについても、特定検診が入ったので、昨年度に検査項目の見直しを行い、人間ドックを受けた方も受診率のカウントができるように整備をさせていただいているので、今後一層皆様方のご協力をいただきながら、24年度に受診率65%を達成できるように頑張ってもらいたいと考えている。

障がい者福祉関係について

小林市委員：重度心身障害者医療費助成の個人負担限度額を月額3,000円とするというこ

とで、小林市の単独だそうだが、須木村はもっと幅広く月額1,000円でやっていた。合併と同時に小林市に合わせてB1、B2の方ぐらしか助成できなくなった。計画の趣旨に、障がい者が障害のない方と同等に生活し活動できる社会を目指すノーマライゼーションを理念とし、長期的な視野に立ち、行政と住民が一体となった福祉を目指すというふうに載っている。

この前聞いたら、現在、限度額を1,000円にすれば、入院が400万円で外来が300万円ぐらいかかるということで、現在は1,000万円らしいが、3000円にすれば、300万円ぐらいの減額になる。300万円ぐらいは行政をスリム化するなどして経費を落としてもらって、1,000円を3,000円まで増やさなければいけないのか。福祉を後退させる必要はないのではないか。私は前の協議会に入っていないので、ここでは報告になっているが、担当が決めたんだろうが、今の市長、これからの市長もこれには賛成したくないのではないか。

厚生部会：重度心身障害者医療費助成は県も助成をしており、B1、B2の方に対する補助は小林市と都城市がやっているとお聞きしている。昨年度の協議会の中では、単独助成制度の廃止をお願いした。そのなかでいろいろ議論をいただいて、2分の1は補助をするようにという調整方針をいただいたので、それにもとづいて算出した結果が3,000円ということである。福祉の後退と言われればそのとおりだが、なかなか制度対象を広げることができない状況であるということをご理解いただきたい。

小林市委員：理解はできるが、理解ができるのと賛成とは別である。小林が新しいまちになる。須木と合併して、今度は野尻町と合併して新しいまちを創るということ。新しいまちを創るのであれば、障がい者にやさしいまちとか、そういう基本理念が大事だと思う。野尻町の人も1,000円にしていただければ喜ぶんじゃないかと思う。だからこの辺は是非考えてもらって、300万円は大変なお金だが、地方自治法に地方自治は住民の福祉をもって基本とすると載っている。なんとか考えていただきたい。私は反対である。

会長：いろいろ論議した中で、この結果を導き出したものであろうと思うので、今回についてはお認めいただき、次年度等については検討をするということで、ご理解を賜りたい。

野尻町委員：今回、障がい者福祉計画を合併と同時に練り直すということだが、計画については現場の障がい者、また家族の意見を十分反映させるような形で作っていただきたい。どうしても机上だけだと表面だけは手厚い感じになっているが、障がい者から見ればあまりよう内容でない場合もあるので、十分踏まえた上で作成していただきたい。

厚生部会：小林市でもアンケートをいただいております。野尻町でもアンケートを行っていると思うので、障がい者の方の意見を参考にして作成したい。

その他の社会福祉関係について

野尻町委員：高齢化社会で民生委員の方の仕事は大変になってきている。現在、野尻町では1人欠員になっている。理由はいろいろあるかと思うが、なかなか民生委員の仕事の量からすると、わずかな費用で働いてもらっているのが現状である。環境をある程度整えてやるのが、福祉の充実した人に優しいまちだと思う。国の決まりがあってなかなか難しいと思うが、そういう面を十分踏まえながら、検討していただきたい。住民から言わせると、民生委員はたくさんの方の費用をもらって活動しているように映っている方がいる面があり、ボランティアで活動していることを周知していただくのも、動きやすい環境を作る1つの要因だと思うので、併せてお願いしたい。

厚生部会：民生委員は国の法律により無償ということであり、国の基準で活動費ということで、現在、小林市も国と同じ金額を協議会に補助して活動をお願いしているところである。民生委員は最近では児童から高齢者まで大変忙しく活動をお願いしている。活動が円滑に運べるように市としても援助していきたい。

生活環境関係の変更について

野尻町委員：高齢世帯、独居老人及び障がい者等の個別収集だが、現在、小林市で何戸ぐらい個別収集されているところがあるのか。これについては、申請を上げる必要があるのか。

厚生部会：ふれあい収集については、福祉事務所と生活環境課が連携をお願いしているところであり、申請書は福祉事務所を窓口をお願いしている。件数については、今は把握していないため後でお知らせしたい。

●新しい時代に対応するための組織機構を編制します。

行政改革大綱を推進し、市民生活の向上を目指した新しい体制をつくります。

小林市及び野尻町では、今回の合併に伴い、平成22年3月23日から、新しい時代に対応したまちづくりを進めるための行政組織機構の再編を実施します。

この機構改革は、行政の効率化のために策定した行政改革大綱を推進するとともに、合併後のより一層の市民生活の向上を図ることを目的としており、次の効果が期待できます。

- 部制を導入し、各部に予算・組織・人事等の権限を与えることで、経営力を発揮し、効率的で柔軟な質の高い行政サービスを提供できます。
- 行政改革大綱を確実に推進し、将来に向けた適正な政策形成と実行力を高める行政運営が展開できます。
- 将来的な職員数の削減にも対応でき、組織の連携、横断的機能の充実、政策決定や業務の迅速化を図ることができます。

本庁と支所の役割を明確にし、本庁機能の集約と支所機能の充実を図ります。

本庁と支所の役割を明確にし、総務・企画・財政・人事などの管理部門や各分野の政策・施策の立案部門は本庁に集約します。

須木庁舎及び野尻庁舎は、住民サービスの急激な低下を招かないよう、地域振興、住民生活、地域整備部門における各種申請、手続、相談を中心とした窓口機能と、管内公共施設の運営や維持管理、地域協議会の運営等を主として担います。

教育委員会、農業委員会については、窓口機能として須木庁舎及び野尻庁舎内に分室を置きます。紙屋支所は出張所として、そのまま引き継ぎます。

市民の視点に立った組織再編を進めます。

福祉、保健、医療、住宅など、従来は行政目的別に組織を設置してきましたが、合併後は、乳幼児や高齢者など行政サービス対象者である市民の視点を重視して、組織の再編を進めます。

市民との連携を進めます。

市民の参画・協働を推進し、市民と連動した行政運営を行う体制づくりとして、参画協働の基本施策立案機能を強化し、施設運営における民間活力の導入など、市民との連携を進めます。

部制の導入で業務の連携を図り、効率的で迅速な行政サービスを提供します。

関連事業をもつ課で部局を編成し、事業運営に関する権限と目標・成果に関する責任を持たせることにより、市民に効率的で質の高いサービスを迅速・柔軟に提供するため、部局を設置し、現在の49課を11部局35課に再編します。

- 総務部：総務課、職員課、総合政策課
- 財政部：財政課、税務課、管財課
- 経済部：産業振興課、農業振興課、畜産課
- 土木部：建設課
- 市民部：市民課、生活環境課
- 福祉保健部：福祉課、ほけん課、介護保険課
- 子育て支援局：子育て支援課
- 会計管理者：会計課
- 教育部：学校教育課、社会教育課、保健体育課
- 水道局：水道課
- 議会事務局

4つの重点構想を積極的に推進する担当部局等を設置し、各課事務を集約します。

総合計画に掲げている「環境・観光」「子育て」「健康」「定住」の4つの重点構想について、戦略的に推進するため、農商工連携を図るための経済部と、子育て環境を整備する子育て支援局等の担当部局を設置します。

また、市民が安心して暮らせる安全なまちづくりを目指して、災害対策、防犯等を担当する危機管理監を設置し、学校教育の充実を図るため、教育指導監、保健給食対策監を設置します。

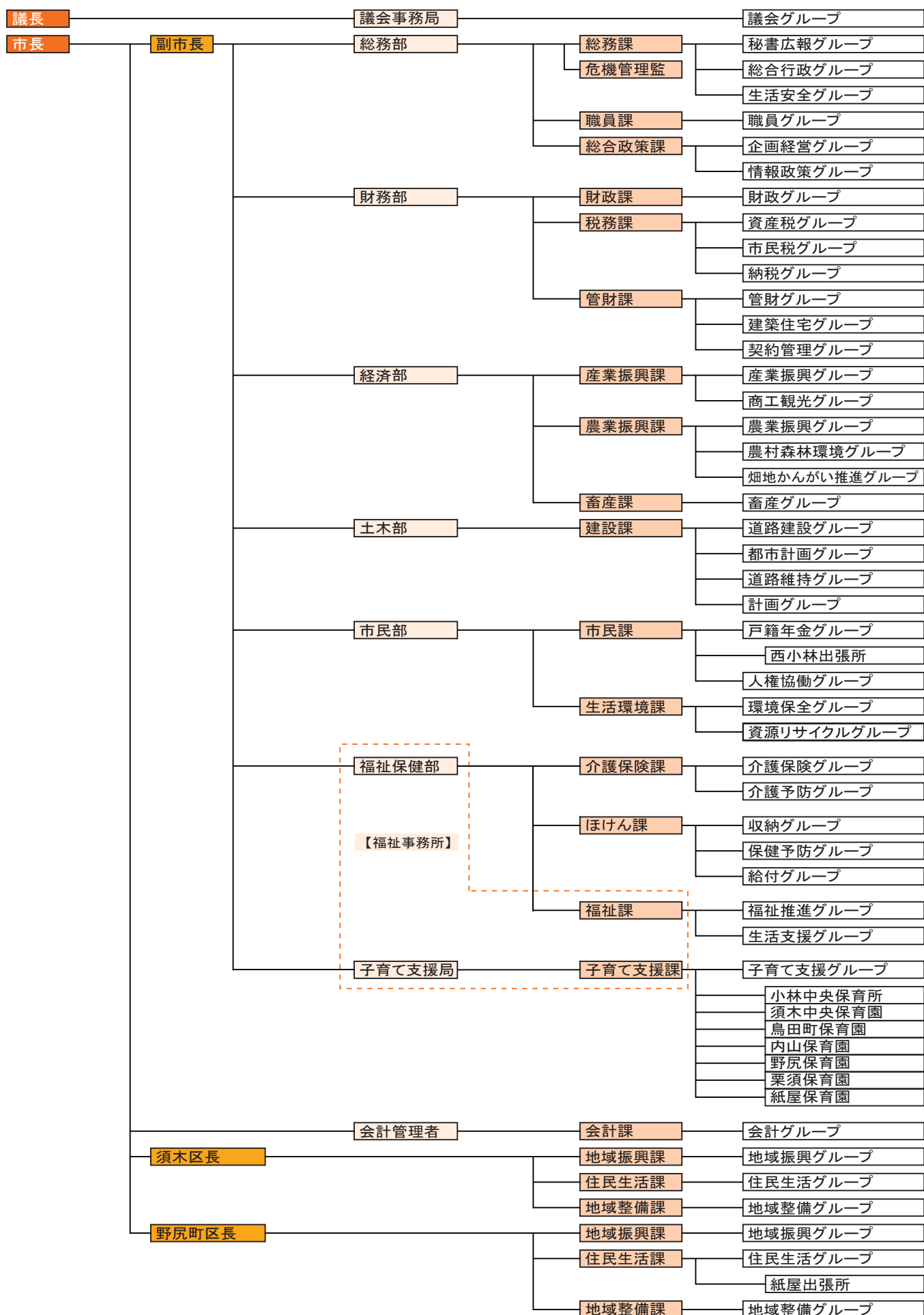
さらに、これまで各課でそれぞれ行っていた契約・検査事務を集約し、事務の迅速化・効率化を図ります。

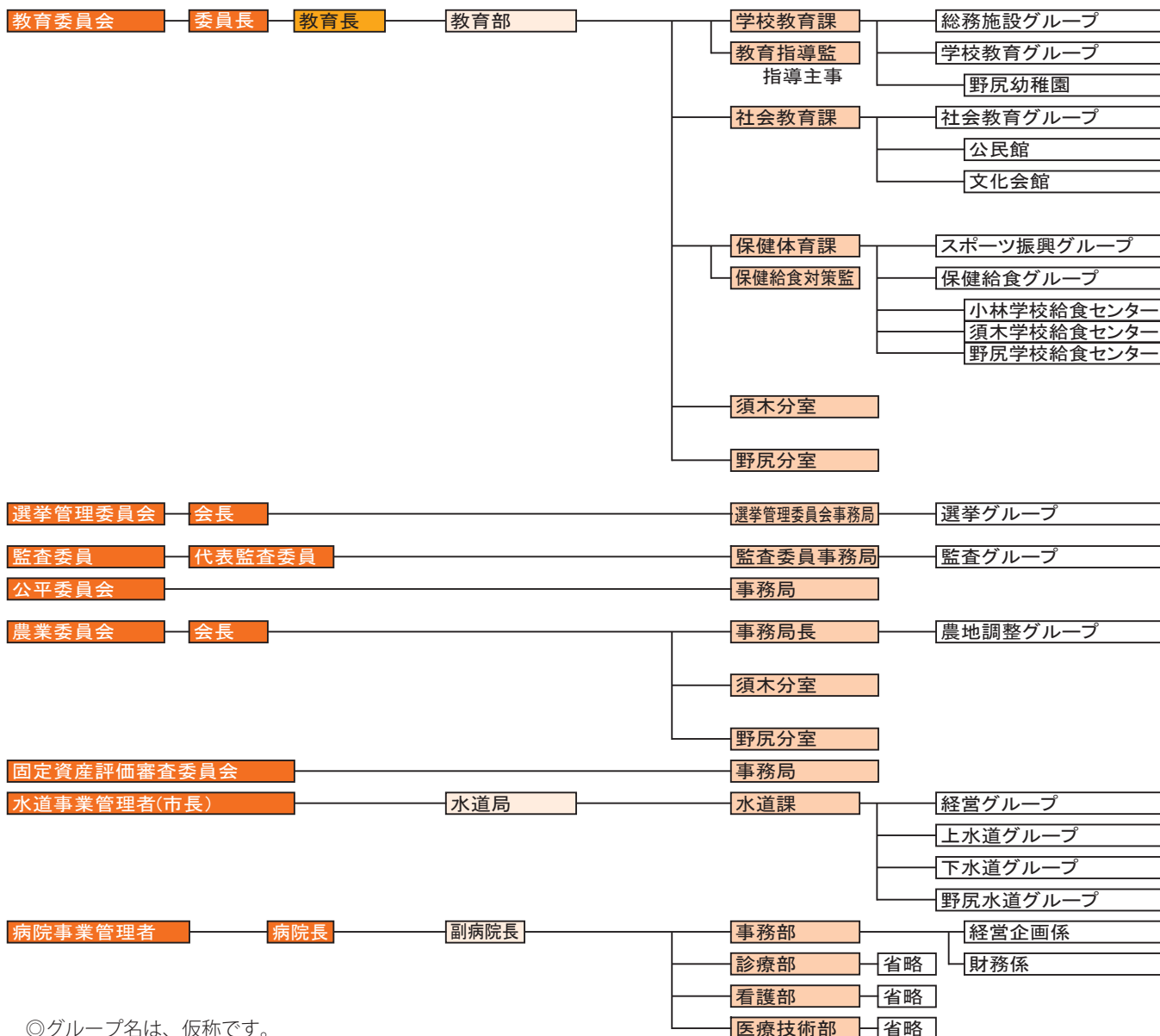
グループ制による組織のフラット化との連携で意思決定の迅速化を図ります。

小林市では平成21年度から市民サービスの向上のための効率的かつ効果的な組織として、係制を廃止してグループ制を導入しています。従来の係制を廃止することで、フラット（平坦）化を進め、組織の階層をなるべく単純化し、政策課題に応じた柔軟な組織形態にしています。

今後、権限委譲を行い、現場に近いところで決定ができるようにし、意思決定と事務の迅速化を図ります。さらに、市政の重要かつ組織横断的な課題にはプロジェクトチームを編制し、組織の枠にとらわれず機敏に対応していきます。

■新市組織機構図





◎グループ名は、仮称です。

●協議会を傍聴しませんか。

第8回合併協議会

日時 平成21年11月26日(木)午後1時30分～

場所 野尻町農村環境改善センターホール

※協議会日程は変更になる場合がありますので、事前に事務局にお問い合わせください。



【編集・発行】

小林市・野尻町合併協議会

〒886-8501 小林市大字細野300

TEL 0984-23-7035 FAX 0984-25-1037

E-mail: kn-gappei@eco.ocn.ne.jp

URL: http://toweb.city.kobayashi.lg.jp/kn-gappei/

両市町の合併担当窓口

小林市合併推進室

TEL 0984-23-7035 FAX 0984-25-1037

E-mail: kn-gappei@city.kobayashi.lg.jp

野尻町総務企画課

TEL 0984-44-1100 FAX 0984-44-0649

E-mail: soumu-kikaku@nojiri-town.jp

▼来年3月23日の合併まで、残すところあと141日(11月1日現在)となりました。▼合併を機に新しい小林市では、組織機構の大幅な見直しを行い、管理型から経営型の組織に改編することにより、もつと身近な市民のための市役所として生まれ変わります。▼そのためには、地域の実情や市民要望をつぶさに知り得る職員一人ひとりが、市政の最先端で市民の皆さんの要望を敏感に把握し、迅速・的確・丁寧に対応することにより、期待にこたえていくことが大事ではないかと思えます。▼職員一丸となって、市民本位のもつと素晴らしい市役所を目指して努力していきますので、ご協力をよろしくお願いします。(丁)

こちら編集室